

滋賀県中小企業活性化推進基金条例案要綱

1 制定の理由

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の制定を機に、中小企業の活性化に関する事業の円滑な推進を図るため、新たに滋賀県中小企業活性化推進基金条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 中小企業の活性化に関する事業の円滑な推進を図るため、滋賀県中小企業活性化推進基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第 1 条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とし、基金の設置の目的のために寄附された寄附金は、予算に計上して、基金として積み立てることとします。（第 2 条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第 3 条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第 4 条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第 5 条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第 6 条関係）
- (7) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第35号

滋賀県中小企業活性化推進基金条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県中小企業活性化推進基金条例

(設置)

第1条 中小企業の活性化に関する事業の円滑な推進を図るため、滋賀県中小企業活性化推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 基金の設置の目的のために寄附された寄附金は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。